

令和8年8月21日

「葛西用水」が世界かんがい施設遺産に認定されることが決定しました。

国際かんがい排水委員会^{*1}は、葛西用水路土地改良区が申請した「葛西用水」を世界かんがい施設遺産として認定することを決定しました。

県内では、令和元年の「見沼代用水」、令和2年の「備前渠用水路」に続き、3番目の認定になります。

^{*1} 国際かんがい排水委員会は、世界のかんがい・排水に関する技術や知識の共有・発展を図ることを目的に1950年にインドで設立され、82の国と地域が加盟しています。

1 世界かんがい施設遺産とは

世界かんがい施設遺産とは、かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資するために、歴史的なかんがい施設を国際かんがい排水委員会が認定・登録する制度です。

この制度は平成26年から開始されており、令和7年までの日本国内の登録数は、56施設となっています。

2 葛西用水の概要

(1) 施設所在地：加須市他11市町

(2) 供用開始：1660年

(3) 申請者（管理者）：葛西用水路土地改良区 理事長 三ツ林裕己

（所在地：幸手市戸島2丁目155番地、TEL：0480-47-3811）

(4) 施設の特徴

- ・ 利根川から取水し、開削当時の幹線の延長は約80kmに及ぶ水路で、17世紀から現在まで、本県東部の広大な農地に用水を供給しており、現在でも約6,800ヘクタールの農地をかんがいしています。
- ・ 用水路は、利根川の旧河道を使うなど自然の地形条件を活用しつつ、水路の途中に堰で用水を貯める溜井を設けており、現存する琵琶溜井（久喜市・幸手市）、松伏溜井（越谷市・松伏町）、瓦曽根溜井（越谷市）は、かんがい機能を果たすとともに地域の皆さんにも親しまれる水辺空間を提供しています。